

一般競争入札の実施について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項及び弥彦村財務規則（昭和59年弥彦村規則第7号）第141条第1項の規定により一般競争入札を実施します。

令和6年5月17日

弥彦村長 本間 芳之

1. 入札に付する事項

- | | |
|----------|-----------------------------|
| (1) 番号 | 単下委第3号 |
| (2) 件名 | マンホールポンプ場劣化状況調査業務 委託 |
| (3) 場所 | 弥彦村 全域 |
| (4) 委託期間 | 令和7年3月31日まで |
| (5) 概要 | マンホールポンプ場劣化調査
劣化調査業務 1業務 |

- | | |
|------------|----------|
| (6) 予定価格 | 事後公表 |
| (7) 最低制限価格 | 固定型で設定する |

2. 入札に参加する者に必要な資格要件

この業務委託は、以下の資格要件をすべて満たすものとする。

- (1) 公告日現在において、令和6・7年度弥彦村建設コンサル入札参加資格者名簿に登録されている者。
- (2) 公告日現在において、三条地域振興局管内・新潟市内に本社（店）・支店・営業所等を有している者。
- (3) 本件の公告の日から入札日までの期間において、新潟県知事及び弥彦村長からの指名停止期間でない者。
- (4) 直近15年間で国又は地方公共団体から下記の受注実績（元請に限る）を有する者。
 - ・マンホールポンプ場劣化調査業務

3. 入札に関する事項

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって契約金額とするので、入札参加者は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 開札は入札終了後直ちに行い、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格で入札をした者のうち、最低の価格で入札をした者を落札者とする。下限価格を下回る価格で入札をした者は、再入札を実施する場合には参加することはできません。ただし全ての者が下限価格を下回る入札をした場合は、全ての者が再入札に参加できることとします。
- (4) 入札保証金 免除する。
- (5) 契約保証金 弥彦村財務規則第144条及び別記建設工事請負規準約款第39条の規定による。
- (6) 前払金 請求できる。（請負金額が500万円未満の場合は請求できない。）
- (7) 中間前払金 請求できる。（前金払が請求できない場合は、請求できない。）
- (8) 部分払 請求できる。（前金払が請求できない場合は、請求できない。）
- (9) 見積内訳書 入札時に提出を要する。
(内訳書の提出のない入札書は無効とする。)

4. 入札日時及び場所
令和6年5月31日（金） 午前9時50分 弥彦村役場 2階第3会議室

5. 入札参加申し込みに必要なもの
 - (1) 一般競争入札参加申込書（別記第1号様式） 1部
※入札参加実績欄は記入の必要はありません。
 - (2) 上記2（4）を証明する書類の写し

6. 申込みの締切り
令和6年5月27日（月） 午後5時15分

7. 参加資格の確認
参加資格を有しない場合は、令和6年5月28日（火）正午までに通知する。

8. 仕様書等の質問・回答
 - (1) 仕様書等の質問は、令和6年5月24日（金）正午までとする。
※書面又は電子メールにて弥彦村総務課にお問い合わせください。
※様式については任意の様式とします。
 - (2) 回答については、令和6年5月28日（火）正午までにホームページ上で回答する。

9. その他
 - (1) この公告に定めるもののほか、入札の実施については、弥彦村財務規則等の関連する法令及び規則等の定めるところによる。
 - (2) 入札参加申請に要する一切の費用は、申請者の負担とする。
 - (3) 提出された入札参加申請書類等は、入札参加資格審査以外の目的に使用しない。
 - (4) 仕様書の問い合わせ、入札にかかる問い合わせ
〒959-0392 西蒲原郡弥彦村大字矢作402番地
弥彦村役場総務課企画財政係
TEL 0256-94-3131（内線221）
メールアドレス：yahiko@vill.yahiko.niigata.jp